

令和8(2026)年 第2回伊丹市男女共同参画審議会議事録

【開催日時】

令和8年(2026年)2月6日(金) 10時00分～12時00分

【開催場所】

伊丹市役所 議会棟4階 議員総会室

【出席委員】

中里会長、岩本副会長、西尾委員、和田谷委員、白井委員、高嶺委員、松浦委員、田島委員、山中委員、中川委員、石崎委員、吉岡委員、石川委員、福満委員(14名出席)(順不同)

【事務局】

須磨市民自治部長、木村市民自治部参事、中井共生推進室長、仲宗根男女共同参画課長、男女共同参画課員

【議事録確認委員】

西尾委員、高嶺委員

【傍聴者】

0名

【議事次第】

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 意識調査結果等に基づく第3期計画の検証
 - (2) 計画案の方針、構成(大枠)についての検討
- 3 閉会

【会議内容】（要旨）

（１）意識調査結果等に基づく第３期計画の検証

（事務局より、資料１から４まで、意識調査結果等について、説明）

会長：事務局から説明のあった内容について、委員の皆様に関心とか、実際の活動に関わる部分で、ご質問やご意見等いただきたい。

会長：市民意識調査について、市民意識調査結果の中に「無回答」が含まれているものがあるが、「無回答」に含まれるものを確認したい。例えば、資料３の４０ページ「問 34 小学校入学前のお子さんがいる方にお伺いします」という質問の「無回答」には何が入っているのか。「小学校入学前のお子さんがある方にお伺いします」と前置きがあるため、「子どもがいないため、回答してない」という人は、「無回答」に入っているのかどうか。対比して、資料３の８ページ「問 27 日常的な家事・役割分担について」という質問において、④子育てに関して、「主に妻」「夫婦同程度」の割合が減少しているとある。しかし、令和７年度調査では、「無回答」が大幅に増えており、「無回答」に子どもが実際いない人が含まれている場合、解釈の仕方が異なってしまう。もし、該当しない人が含まれているとしたら、「無回答」を除いた比率で出した方が変化を比べやすい。

事務局：該当しない人は含まれていない認識だが、確認する。

会長：市民意識調査報告書の完成予定はいつぐらいか。

事務局：現在、最終校正の段階で今年度中に完成させる。

会長：大きな変更はできないかもしれないが、「無回答」に何が該当するのかを意識しないと実際の変化と解釈がズレてしまう可能性がある。

委員：資料３の市民意識調査の概要について、調査対象が「伊丹市在住の満 15 歳以上から、3,000 人を無作為抽出した」とある。調査では、家庭での意識や男女の役割分担意識を聞いているが、市民意識調査は高齢者の回答率が高い傾向にあるので、年齢分布を見ないといけない。高齢の方々と、どうしても保守的な考え方の方も多いため、その傾向が強く反映される可能性がある。少なくとも、年齢分布が全体的にどのような分布になっていたのか、例えば、15 歳から 19 歳までは何人で何%、男

女の内訳などについて、まず1ページ目や2ページ目ぐらいに出しておかないと、報告書の読み方や解釈の仕方が変わってくる。

事務局：回答者の属性について、資料3の87ページ問50以降で載せている。自認する性別に関して、「問50 あなたの自認する性別」では、男性38.1%（537人）、女性57.3%（808人）、その他（答えたくない）1.0%（14人）、無回答3.6%（51人）となっている。また、問51では、年齢の確認をしており、70歳以上の割合が30.9%と最も高く、次いで50～59歳の割合が18.9%、60～69歳の割合が16.7%となっており、高齢の方の回答が多くなっている。

委員：回答者の属性について、一般的に図ではなく表にして1ページ目に載せることが多く、属性は前の方に出しておくことで回答者の傾向が分かり、報告書を読み進めていく時に読みやすくなる。

会長：可能であれば、男女、男女の年齢別の表であれば、少ないスペースで収まると思う。高齢になればなるほど、女性の割合も高まっていると思う。

事務局：今後の作成スケジュールのこともあるが、一度、修正について検討する。

委員：市民意識調査で、資料3の36ページ「問32 女性が仕事を持つこと」について、女性が「ずっと仕事を続けるのがよい」と回答した人が前回調査よりも増加している。実際、この数年新たに開所された保育所も多く、子どもを預けて働くことが自然な選択として捉えられるような意識改革は進んでいると感じている。しかし、資料3の56ページ「問39 女性が出産などで離職せず、同じ職場で働き続けるために」において、女性が働き続けるために必要な支援についての回答では、「保育所や学童保育（児童クラブ）など、子どもの預けられる環境の整備」が69.1%、「育児支援の充実」が41.3%と割合が高いような印象を受ける。保育時間の短い幼稚園の入園希望者が少なくなっており、保育時間の長い保育所への入園希望が集中する中で、「一応普段預けている保育所があるけど遠い」とか、「兄弟一緒に入れられないから待機しています」とか、希望する保育所にそぐえていないことも感じている。

子どもが体調不良の時の対応について困っている人も多い。特に、最近ではインフルエンザが増えており、市内でも学級閉鎖が増えているため、早く帰る必要がある、お昼ごはんを用意しないといけないと、慌てる人も多い。伊丹市では、子どもが体調不良の時に預けられる病児保

育システムがあるが、伊丹病院の中の保育所と阪急伊丹駅前の保育所にあり、市内2か所、各定員2名となっている。民間の病児保育もあるが、登録には、年会費、入会金、月会費等、結構な使用料が掛かるため、伊丹市の病児保育がもう少し必要かと思う。資料4 事業所意識調査結果の7ページ「⑩事業所内託児施設の設置」においても、数は少ないと思うので、子どもの状況に合わせて、時短や休みやすい雰囲気が必要なので、次の計画でも、啓発を引き続きお願いしたい。また、子どもの気持ちで考えると、病気等で辛い時に親にそばにいてほしいと思うが、職種や仕事の都合上で休めない時もあるので、病児保育の定員を増やす施策も必要と思う。

資料2のオンブード報告書を読んで、育児ファミリーサポートセンターの現状を知った。育児ファミリーサポートセンターは、共働き世帯でも、専業主婦でも子どもを預けられる制度だが、その協力会員数が521人に対して、利用会員は1,783人だった。例えば、子どもが熱を出して休んだが、少し心配だから保育所には行かないで家で様子を見てほしい、仕事で忙しいから保育所に代わりに迎えに行ってもらいたい、1時間だけ預かってほしい等で使う人が多いので、まだまだ啓発が必要だと思う。

以上のことから、第3期計画では、第2期計画からの継続事業として「子育ての環境整備」の項目があるが、基本施策や基本目標の中には文言として具体的に上がっていないため、入れたらどうかと、意識調査の結果から感じた。

また、基本目標や基本施策の中に、女性特有の心身の変化に関する理解の促進という項目があるが、出産や閉経とかいうことだけでなく、最近是不妊治療で仕事を休みたいという人も多いので、その点の啓発も必要と考えている。

会長 : 育児ファミリーサポートセンターの会員数を増やす話があったが、これは情報を広めて利用者が増えた方が良いという趣旨の意見か。

委員 : 協力会員を増やすための啓発や情報発信について。依頼会員はたくさんいるが、協力会員が足りていないので、その情報発信を行う必要があると思う。男女共同参画審議会から発信すべきなのか、子ども・子育て審議会から発信すべきなのかは分からないが、働くに当たって必要な事と思う。

会長 : ご意見として、今後に活かしていく。また、次期計画に反映していく。

事務局 : 先ほどの「無回答」については、「回答する対象になっているが、回

答していない」人を「無回答」の対象にしているため、子どもがいるが回答していない人を「無回答」としている。資料3の87ページ以降で回答者の属性を出しており、例えば、40ページ「問34 小学校入学前のお子さんがある方におうかがいします。」と限定している場合、「問55 中学生以下のお子さんがいますか。」の乳幼児（小学校入学前）の回答者数とのクロス集計を行っている。

会長 : 問34だと対象者を限定しているため、問55から分母が73人となっていることは分かったが、8ページの「問27 日常的な家事・仕事などの役割分担について」「④子育て」の現状においては、分母が853人になっている。そのため、この問27には、該当していない人も、子どもがいない人も含んだ回答になっており、「無回答」には、子どもがいない人や子どもが成人している人も含まれていると思う。同様に、明確に対象を限定している設問以外は、「無回答」の中に、本来は該当しない人も含まれていると思う。また、高齢者の介護については、該当者を限定できないので、「無回答」を除いて比較する方が変化を見やすい。「無回答」の変化が大きいせいで、他の比率が増えたり、減ったりしているように見え、本来見たいところの比率が変わる可能性がある。「無回答」が大きく変化しているところは、解釈が変わってしまうので、「無回答」を除いた方がよい。

委員 : 属性に関する質問に関連して、例えば89ページの「問54 家族構成」について、2世代家族や夫婦・パートナーのみとかあるが、ひとり親世帯というのは、その他に含まれる理解でいいか。ひとり親世帯の調査をどういう形で取り上げているのか知りたい。

事務局 : ひとり親世帯は、「2世代家族（親と子）」の括りに該当し、「ひとり親世帯」という括りはしていない。

委員 : DVの意識調査やどのような支援が必要かというアンケートを可視化する上で、比較的厳しい状況であるひとり親世帯の可視化が必要である。今回の調査では、ひとり親世帯も「2世代家族（親と子）」に該当するとなると、ひとり親世帯がどれだけいるか分からないので、可視化できるようにした方がいい。

会長 : 最終校正段階ということで、この報告書では難しいかもしれないが、データを組み合わせた分析は可能かもしれない。「問53 結婚しているか」の未婚・非婚や既婚（離別・死別）、「問54 家族構成」の2世代家族や3世代家族、「問55 中学生以下のお子さんがいますか」の乳幼児

の組み合わせで、数は少なくなるが推測できるかもしれない。

委員 : 88 ページ「問 53 結婚（法律上の婚姻は問わない）していますか」について、これは現状を聞いている質問に見える。回答の分け方として、既婚（離別・死別）を含むとなっているが、離別・死別を既婚の中に入れるものなのか。

会長 : 「未婚・非婚」「既婚」「既婚（離別・死別）」に分かれているので、問題ない。「既婚」は有配偶であり、「既婚（離別・死別）」は有配偶ではない、となる。

委員 : シングルマザーで未婚の人、子どもがいる人を洗い出すことができな
いか。

会長 : 設問の組み合わせで、「子どもがいる人で、未婚」という両方に当て
はまる人を抽出することは可能だと思う。

委員 : シングルマザーは、困窮者の方に入る方が割合として多いと思うので、
支援が必要な人をもう少し分かるようにして欲しい。

(2) 計画案の方針、構成（大枠）についての検討

(事務局より、資料5から資料8まで、計画案の方針について説明)

会長 : 前回の審議会以降にいただいた意見について、補足等はあるか。

委員 : 被害者の救済はもちろんだが、加害者が人を変えて、新たなパートナ
ーに対して、同じようなことを繰り返さないのかと考え、加害者を減ら
していく仕組みが必要と考えた。加害者の声として、「自分がやったこ
とは悪かったが、どうしたらいいかわからない」、「今後どうしたらいい
のか、誰も教えてくれない」、「誰かに話すのは恥ずかしい」という声も
ある。仮に、市立男女共同参画センター「ここいろ」で講座を開催して
も、「加害者対象」とすると、誰も参加しない。アンコンシャスバイア
スのような、漫画やドラマ等でも、料理ができない男性が料理に目覚め
るものがあったりするので、とっつきやすいものから気づける仕組み
があればと思う。

また、ヤングケアラーに関して、家で弟や妹の面倒を見るため、遊び
に行けないが、両親も一生懸命働いているので、相談できない。友人に

も話せない。そのような若い世代の男性、女性、学生を拾い上げられる仕組みがあればと思う。

会長 : 次の計画の検討の中に入れていく。

委員 : ヤングケアラーについて、DVの話でも出てくるように、自分自身が今置かれている状況を「ヤングケアラー」だと認識しなければ、相談するような出来事なのかどうかも分からないこともあるので、子ども達への講座の開催などが必要と思う。また、子ども本人が気づいていなくても、周りの大人がヤングケアラーの兆候を感じて行動できるようにするための知識や啓発活動も必要と思う。

また、男女共同参画リーダーに関して、課長がリーダーであることに対して、課長の職務を遂行している中で、「男女共同参画」まで気を回せるのか。更に、課長自身が、男女共同参画リーダーを兼任していると、チェック機能がないと考える。課長とは別の課員が男女共同参画リーダーとなり、第三者が「男女共同参画の視点ではない」と言えるような環境が望ましいと思うので、課の課長が兼任している現在の状況はチェック機能が弱いと感じる。

委員 : 困難な問題を抱える女性について、伊丹市の現状、該当者はどのくらいいるのか。

事務局 : 困難な問題を抱える女性への支援としては、令和7年10月1日から「女性のよりそい相談」を開設し、電話相談やメール相談、対面相談を実施しており、10月1日から現在の記録の件数で、44件の相談を受けている。

委員 : 大事な取組だと思うが、相談に行ける人はまだいいと思う。特に若年女性が、夜遅くに繁華街で立っていたりするような場面を見かけるので、その人達は相談できていないと思う。若者への啓発は必要ではあるが、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律は、売春防止法から出来ているものなので、そういう現実があれば繁華街にいる若年女性等について考えていく必要がある。

委員 : 資料7の項目2や項目3の「市民への教育の推進」に関連して、男女共同参画計画に関する教育について、資料3の88ページ「問48 言葉や名称についてご存知ですか」で言葉や名称の認知度を調査している。⑮女性差別撤廃条約、⑯リプロダクティブ・ヘルス／ライツに対しての認知度が低い。女性差別撤廃条約であるとか日本が個人通報制度に批

准していないとか、国際的な遅れを取っていることを市民の方々に知っていただくことも重要。市民の方々が、これから男女共同参画を進めていく上で、夫婦別姓をはじめ、様々な声を拾い上げるためには、重要な知識である。女性差別撤廃条約や中絶の権利については、アメリカや西欧では選挙の大きな争点になる。日本でも、まだ墮胎罪というのがあったりして、そういう意味ではリプロダクティブ・ヘルス／ライツの教育についても、次期計画に含めてほしい。

会長：資料1-2「第3期DV防止・被害者支援計画 進捗状況報告」の22ページ「基本目標14. 被害者支援に係わる人材の育成と資質の向上」の相談員の研修に関する事で、十分にできていないという認識があった。この理由として、「勤務体制の関係から参加できない」とあったが、これは、特定の人だけが参加できて、参加できない人もいるという意味なのか。それとも、全体に受けられていないという意味なのか。

また、現行計画にも入っているが、相談員の研修が充実する体制づくりは次期計画でも重要なポイントとして考えていきたい。相談員の方のバーンアウトや過重負担について、他市の計画等でも重視されている。

事務局：令和6年度は、相談員が3人体制で相談業務をスタートしたが、途中で1人欠員となり、2人体制となった。また、相談員は週4日勤務となっており、相談員が1人体制の日も多くなっていた。1人体制の日と研修日が重なると、相談員が不在となり、市民からの相談を受けられない状況となるため、研修に参加できていない状態であった。令和7年度では、3人体制が整っているため、今年度は研修に参加できている。

会長：引き続き計画に入れて、確認しながら進めていきたい。

委員：市民意識調査の40ページ「問34 育児に関わる時間は、週平均1日どれくらいか」について、男性の育児にかかる1週間あたりの1日平均時間で、3時間以上である人の割合が令和2年度調査よりも減少している。この原因について、どのように解釈しているのか。

事務局：令和2年度調査時では、コロナ禍でもあった。そのため、在宅勤務であるとか、家にいる時間が長かったと考えている。

委員：関連して、資料4の事業所意識調査の74ページ「問12 男性従業員の育児休業取得を促進する上での課題」について、経年比較が無いので良くなっているのか分からないが、事業所も様々な取り組みを進めて

いると思うが、育児休業を「男性本人が希望しない」という割合も高くなっている。女性（妻）が男性の育児休業を必要と思っても、男性（夫）自身が「家にいても意味がない」「育児休業を取っても何もできない」という考えもあると思う。男性が育児休業、育児休暇を取って、子どものために何ができるのかを理解していないということもあるのかと思う。妻とのコミュニケーション不足や、コミュニケーションの取り方について、子育て含む夫婦関係について、円滑にやっていくことに対する総合的な取り組みができればいいと思う。

会長 : 育児休業の取得率が上がり、変化しているところなので、表面的な取得率の上昇だけでなく、そこで何をするのか、その部分を女性のキャリア形成や継続に繋げるためにどうしたらいいのかという方向で、次期計画に入れ込むことができれば、新しい計画らしくなると思う。

委員 : 週休二日制が進んでいる中、育児に関わる時間が3時間以内というのは少ないと感じる。子どもの世話ができない人もいるので、ペアレントスキルを学べる場があったらいいと思う。子どもの世話をできるスキルがあれば、お互いに引き受けやすい、頼みやすい関係になる。誰でもペアレントスキルを学べる機会やプログラムを推進できればいいので、次期計画に入れるといいと思う。

委員 : お母さん向けのペアレントトレーニングを実施しているが、お父さんに受けてほしいという声が多い。ただ、お父さんが受けられる状況を作らないと参加者が増えないので、お父さんが受けられるペアレントトレーニングについても推進していきたい。

会長 : 次期計画の中に、具体的に入れていければと思う。

委員 : 育休の件だが、事業所においても男性の取得者は増えており、子どもが生まれた場合は、少なくとも4週間の産後パパ育休は取得している状況である。育休を取った人は「取って良かった」と言う。この取った人の経験談を広めていくと、意識が変わっていくと思うので、周知・広報等を強化してもいいと思う。

また、働き方改革の推進について、労働基準法が改正される見込みである。インターバル規制や連続出勤の規制等について文言が明記される。労働基準法の改正も踏まえて、事業所や労働者を含め、周知をしていけるように、次期計画に入れるといいと思う。

委員 : 父親の育児参加について、例えばオンライン会議を使用して、夫婦で

参加してもらい、子育てを経験して良かったという方や市の職員も参加し、対面じゃなくても、オンラインでも出来ると思うので、啓発の新しいアプローチも必要と思う。

委員 : 第6次男女共同参画基本計画の第4分野「生涯を通じた男女の健康への支援」の中に、「女性の更年期障害等、年代ごとの健康課題に関する啓発や治療を含めた取組の推進」がある。重要なことであるが、職場の上長が理解していないと浸透しない。女性に限らず、男性が理解することが非常に重要になると思うので、啓発、例えば、事業所、事業者向けの教育やセミナーを開催していくことも検討してほしい。

会長 : たくさん意見をいただいたので、ご意見を参考にしながら、第3回審議会の資料を事務局に準備してもらおう。効率化のために第4期計画に盛り込むべき内容や見直すべき施策について、意見や提案などがあれば、事前に、別紙により提出願う。

それでは、これで閉会とする。

(閉会)

令和8年(2026)年 3月 24日

確認委員 西尾 亜希子

確認委員 高嶺 友美